

比例代表のみの定数削減に反対し、選挙制度全体の丁寧な議論を求める意見書（案）

令和 8 年 6 月 24 日、衆議院議員の定数削減に関する法律案が衆議院に提出された。同法案は、衆議院議長の下に設けられた各会派による選挙制度に関する協議会において 1 年以内に結論が得られない場合には、比例代表の定数のみを 45 議席削減し、現行の 176 議席から 131 議席とする措置を定めるものであり、第 221 回特別国会では成立に至らず、継続審議となっている。

主権者である国民の厳しい視線に応え、国会議員の定数の在り方や議会改革について国会で議論を尽くすことの必要性は、十分に理解するものである。政治に対する国民の信頼を回復するため、真摯な検討が行われること自体は極めて重要であると認識している。

しかしながら、多様な民意の反映を担う比例代表の定数のみを削減することには、議会制民主主義の観点から賛同することはできない。現行の小選挙区比例代表並立制は、平成の政治改革において、民意を集約する機能を持つ小選挙区と、得票に応じて議席を配分し幅広い民意を反映する比例代表との均衡をめぐり、与野党が長期間にわたって議論を重ねた末に、両者の定数を 3 対 2 の割合とすることで合意し、導入されたものである。小選挙区は多数派に議席が集中しやすく多くの死票を生む一方、比例代表は、小選挙区ではすくい上げることが難しい少数意見や、福祉、環境など様々な分野の声を国会に届ける基盤となっている。比例代表の定数のみを約 4 分の 1 削減すれば、衆議院の総定数に占める比例代表の割合は約 38 パーセントから約 31 パーセントへと低下し、この均衡が大きく崩れることとなる。その結果、民意と議席の乖離が拡大し、政治の多様性が損なわれるなど、選挙制度の性格そのものを変えてしまうおそれがある。

選挙制度の見直しは、単なる数の削減を自己目的化すべきものではない。国民の価値観が多様化し、多党化が進む今日にあっては、民意をできる限り正確に反映する選挙制度はどうあるべきかという観点に立ち、令和 7 年国勢調査の結果に基づく選挙区の改定も控える中において、小選挙区制の課題や一票の格差の問題も含めた選挙制度全体の構造的な見直しと一体で、定数の在り方を議論すべきである。

また、選挙制度は議会制民主主義の根幹をなすものであり、全ての政党・政治家に共通するルールである。あらかじめ削減数と期限を定め、協議が整わなければ自動的に定数を削減するという手法は、熟議を尽くすべき立法府の在り方にそぐわず、各党・各会派の幅広い合意に基づいて結論を得るべきである。

よって、国会及び政府においては、下記の事項についての対応を強く求める。

記

- 1 比例代表の定数のみを削減する措置を見直し、多様な民意や少数意見の国政への反映を損なう方法をとらないこと。
- 2 衆議院議員の定数の在り方については、数の削減ありきではなく、小選挙区制の課題や一票の格差の問題を含め、選挙制度全体の構造的な見直しと一体で丁寧に検討すること。
- 3 一定の期限までに結論が得られない場合に定数を自動的に削減する手法によらず、衆議院選挙制度に関する協議会において熟議を尽くし、各党・各会派の幅広い合意に基づいて結論を得ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

非核三原則の堅持を国内外に明確に示し、核兵器のない世界実現に向け主体的役割を果たすことを求める意見書（案）

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けてきた。その道義的基盤となっているのが、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則であり、半世紀以上にわたり国会決議等によって確認されてきた我が国の不変の国是である。

近年の国際情勢においては、安全保障環境の緊迫化に伴い、非核三原則の見直しや核共有を巡る議論が取り沙汰される場面が見られる。また、安全保障関連文書の運用・議論の中でも、非核三原則の扱いや位置付けに対する国民的な関心が一段と高まっている。

このような情勢下において、被爆国日本が非核三原則をどこまで重んじるのかについて、国民に不安や疑念を生じさせるような姿勢は避けなければならない。同原則の堅持なくして、核兵器廃絶を国際社会に訴える我が国の道義的基盤は揺らぎかねない。日本は、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として、現実的かつ具体的な核軍縮プロセスを主導すべきであり、その前提として、自らの非核政策を内外に対して疑義の生じない形で明確に示す責任がある。

一方、国際社会では、核保有国と非保有国の対立や安全保障上の懸念により、核軍縮の機運が停滞しかねない危機的状況にある。こうした時こそ、非核三原則を厳格に守り抜いてきた日本が、その実績と信頼を力とし、核軍縮・核不拡散体制の強化に向けて主体的な役割を果たしていくことが強く求められている。

よって、国及び政府においては、次の事項について速やかに対応されるよう強く求める。

記

- 1 非核三原則を、我が国の不変の国是として今後も堅持することを改めて明確に宣言し、その方針を閣議決定や国会答弁等を通じて内外に対して一貫して発信すること。
- 2 核兵器不拡散条約（NPT）体制を基軸として、核兵器保有国との実質的な対話を通じ、核兵器の役割低減、透明性向上、核戦力の削減など、現実的で具体的な核軍縮措置を主導すること。
- 3 核兵器禁止条約（TPNW）の理念を共有しつつ、締約国会議等へのオブザーバー参加や積極的な対話の機会を通じて、核兵器保有国と非保有国の橋渡

し役として信頼を高め、核兵器廃絶に向けた国際的枠組みの強化に貢献すること。

- 4 広島・長崎をはじめとする被爆の実相を次世代へ確実に継承するため、被爆者支援の継続・拡充とともに、若い世代や海外の指導者・若者を対象とした被爆地訪問事業や平和教育を一層充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。